



平成 24 年 7 月 31 日

各 位

会 社 名 株式会社 キ ン グ  
代 表 者 名 取締役社長 山 田 幸 雄  
(コード番号 8 1 1 8 大証第 1 部)  
問 合 せ 先 取締役 常務執行役員  
管理部門管掌 石 井 修 二  
(T E L 0 3 - 5 4 3 4 - 7 2 8 2)

## 自己株式の取得及び自己株式の公開買付けに関するお知らせ

当社は、平成 24 年 7 月 31 日開催の取締役会において、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下、「会社法」といいます。）第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条第 1 項及び当社定款の規定に基づく自己株式の具体的な取得方法として、下記のとおり、自己株式の公開買付け（以下、「本公開買付け」といいます。）を行うことを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 買付け等の目的

当社は、株主の皆様に対する利益還元の一環として、当社の株主利益及び 1 株当たりの株主価値向上を実現できるよう、機動的な自己株式の取得による資本効率の向上を目指し、市場買付けによる自己株式の取得を行ってまいりました。今般、さらに、多数の応募を集めることを目的として、市場価格にプレミアムを付した価格で本公開買付けを実施することを決定いたしました。

かかる本公開買付けの目的から、プレミアム水準は、過去のプレミアムを付した価格で実施した自己株式の公開買付けの事例のプレミアム水準及び過去 6 ヶ月間における当社普通株式の最高株価（310 円）等を参考に決定しております。

昨今のわが国経済は、昨年 3 月 11 日に発生した東日本大震災以後、復興支援等による個人消費の回復の兆しは一部に見られるものの、世界的な景気減速懸念や円高の長期化等の要因により、国内景気と個人消費の先行きは不透明な状況で推移しております。

ファッション業界におきましても、震災後の消費マインドの冷え込みから個人消費は低迷し、非常に厳しい経営環境が続いております。

このような環境のもと当社においては、更なる商品力の向上が業績アップに向けての最重要課題であると認識し、社是「もの言わぬものにも言わせるものづくり」に込められた独自性・複雑性を徹底追求し、高品質・高品位の商品作りに引き続き注力してまいりました。また、ファッション・ビジネスに不可欠な「科学と感性」のバランスを時代に合わせて見つめ直し、各事業方針に基づく変革を推進すると共に、更なる独自性の追求を目指して業務内容を改革し、業績の向上に全力で努めてまいりました。このような取り組みの結果、平成 24 年 3 月期の連結売上高は 136 億 58 百万円（前期比 0.1%増）、経常利益は 11 億 6 百万円（前期比 19.3%増）となり、当期純利益につきましては、6 億 5 百万円（前期比 69.9%増）となりました。

また、当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題と考えており、当社を取り巻く経営環境に応じて、事業の成長による企業価値の向上、安定的な配当及び機動的な自己株式の取得等を組み合わせることにより、資本効率の向上を目指すとともに、株主の皆様に対する総合的な利益還元を図ってまいりました。

具体的には、株主の皆様に対する継続的な利益還元を実現するべく、直近では、平成 24 年 3 月期の 1 株当たり配当金を前期比 5 円増配の 11 円とする等、株主の皆様に対する配当を業績に応じて継続的に行ってまいりました。

さらに、当社の株主利益及び1株当たりの株主価値向上を実現できるよう、機動的な自己株式の取得による資本効率の向上を目指し、市場買付けによる自己株式の取得を行ってまいりました。

しかしながら、市場買付けによる手法では、現状の株式取引高では買付数量が限定的である一方で、公開買付けの手法によれば、株主間の平等性、取引の透明性及び市場における取引状況等を総合的に勘案しつつ、一定の規模の買付数量の買付けを行うことができることから、公開買付けの手法により自己株式の取得を行うことといたしました。また、本公開買付けにおける買付け等の価格（以下、「買付価格」といいます。）の決定に際しては、基準の明確性及び客観性等を重視し、基礎となる当社普通株式の適正な価格として、市場価格を基礎としつつも、自己株式の取得による資本効率の向上を以て当社の株主利益及び1株当たりの株主価値向上を図るといふ、本公開買付けの目的に照らし、多数の応募を集めることを目的として、市場株価にプレミアムを付すことといたしました。

当社は、以上の検討及び判断を経て、平成24年7月31日の当社取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づき、当社の財務状況等を鑑み、2,000,000株（平成24年7月31日現在の発行済株式総数24,771,561株に対する割合は8.07%（小数点以下第三位を四捨五入））を上限として自己株式を公開買付けの手法で取得することを決議いたしました。これにより、当社の1株当たりの純利益（EPS）や自己資本利益率（ROE）の向上に寄与し、株主の皆様に対する更なる利益還元につながるものと考えております。

なお、当社は本公開買付け実施後も、引き続き株式会社大阪証券取引所（以下、「大阪証券取引所」といいます。）市場第一部における当社株式の上場を維持することを予定しております。また、本公開買付けにより取得した自己株式の取扱いについては、現在未定であります。

## 2. 自己株式の取得に関する取締役会決議内容（平成24年7月31日開示）

### （1）決議内容

種 類	総 数	取得価額の総額
普通株式	2,000,100株	620,031,000円

（注1）発行済株式総数 24,771,561株

（注2）発行済株式総数に対する割合 8.07%

（注3）取得する期間 平成24年8月1日から平成24年9月30日まで

（2）当該決議に基づいて既に取得した自己の株式に係る上場株券等  
該当事項はありません。

## 3. 買付け等の概要

### （1）日程等

① 取締役会決議	平成24年7月31日（火曜日）
② 公開買付開始公告日	平成24年8月1日（水曜日） 電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 電子公告アドレス ( <a href="http://info.edinet-fsa.go.jp/">http://info.edinet-fsa.go.jp/</a> )
③ 公開買付届出書提出日	平成24年8月1日（水曜日）
④ 買付け等の期間	平成24年8月1日（水曜日）から 平成24年8月28日（火曜日）まで（20営業日）

### （2）買付け等の価格

普通株式1株につき、310円

### (3) 買付け等の価格の算定根拠等

#### ①算定の基礎

当社は、本公開買付けの買付価格の算定に際しては、基準の明確性及び客観性等を重視し、株式市場において、経済状況その他様々な条件の影響を受けつつも、資産内容、財務状況、収益力及び将来の業績見通し等を考慮した客観的価値が反映されている当社普通株式の市場価格を基礎に検討を行うことといたしました。その際、当社普通株式の市場価格が経済状況その他様々な条件により日々変動しうるものであり、かかる影響を排除した適正な時価を算定するため、一定期間の株価変動を考慮することが望ましいと判断し、大阪証券取引所市場第一部における一定期間の当社普通株式の市場価格を基礎に算定を行うことといたしました。

一方で、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題と考えている当社は、当社の株主利益及び1株当たりの株主価値向上を実現できるよう、機動的な自己株式の取得による資本効率の向上を目指しているところ、市場買付けによる手法では、現状の株式取引高では買付数量が限定的であるため、多数の応募を集めることを目的として、市場価格にプレミアムを付した価格で公開買付けを実施することといたしました。

具体的には、大阪証券取引所市場第一部における、本公開買付けの実施を決議した取締役会の開催日である平成24年7月31日の前営業日（同年7月30日）の当社普通株式の終値252円、同年7月30日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値253円（小数点以下を四捨五入）、同年7月30日までの過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値251円（小数点以下を四捨五入）、及び同年7月30日までの過去6ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値260円（小数点以下を四捨五入）を算定の基礎として参考にいたしました。

また、プレミアム水準につきましては、過去のプレミアムを付した価格で実施した自己株式の公開買付けの事例のプレミアム水準及び過去6ヶ月間における当社普通株式の最高株価（310円）等を参考に決定することといたしました。

以上の検討及び判断を経て、当社は、平成24年7月31日の取締役会決議において、本公開買付けにおける買付価格を310円とすることを決定いたしました。

なお、本公開買付けの買付価格である310円は、本公開買付けの実施を決議した取締役会の開催日である平成24年7月31日の前営業日（同年7月30日）の当社普通株式の終値252円から23.02%（小数点以下第三位を四捨五入）、同年7月30日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値253円（小数点以下を四捨五入）から22.53%（小数点以下第三位を四捨五入）、同年7月30日までの過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値251円（小数点以下を四捨五入）から23.51%（小数点以下第三位を四捨五入）、及び同年7月30日までの過去6ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値260円（小数点以下を四捨五入）から19.23%（小数点以下第三位を四捨五入）のプレミアムをそれぞれ加えた額に相当しています。

#### ②算定の経緯

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題と考えており、当社を取り巻く経営環境に応じて、事業の成長による企業価値の向上、安定的な配当及び機動的な自己株式の取得等を組み合わせることにより、資本効率の向上を目指すとともに、株主の皆様に対する総合的な利益還元を図ってまいりました。

具体的には、株主の皆様に対する継続的な利益還元を実現するべく、直近では、平成24年3月期の1株当たり配当金を前期比5円増配の11円とする等、株主の皆様に対する配当を業績に応じて継続的に行ってまいりました。

さらに、当社の株主利益及び1株当たりの株主価値向上を実現できるよう、機動的な自己株式の取得による資本効率の向上を目指し、市場買付けによる自己株式の取得を行ってまいりました。

しかしながら、市場買付けによる手法では、現状の株式取引高では買付数量が限定的である一方で、公開買付けの手法によれば、株主間の平等性、取引の透明性及び市場における取引状況等を総合的に勘案しつつ、一定の規模の買付数量の買付けを行うことができることから、公開買付けの手法により自己株式の取得を行うことといたしました。また、本公開買付けの買付価格の決定に際しては、基準の明確

性及び客観性等を重視し、基礎となる当社普通株式の適正な価格として、市場価格を基礎としつつも、自己株式の取得による資本効率の向上を以て当社の株主利益及び1株当たりの株主価値向上を図るといふ、本公開買付けの目的に照らし、多数の応募を集めることを目的として、市場価格にプレミアムを付すことといたしました。

即ち、当社は、本公開買付けの買付価格の算定に際しては、基準の明確性及び客観性等を重視し、株式市場において、経済状況その他様々な条件の影響を受けつつも、資産内容、財務状況、収益力及び将来の業績見通し等を考慮した客観的価値が株価に反映されている当社普通株式の市場価格を基礎に検討を行うことといたしました。その際、当社普通株式の市場価格が経済状況その他様々な条件により日々変動しうるものであり、かかる影響を排除した適正な時価を算定するため、一定期間の株価変動を考慮することが望ましいと判断し、大阪証券取引所市場第一部における一定期間の当社普通株式の市場価格を基礎に算定を行うことといたしました。

一方で、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題と考えている当社は、当社の株主利益及び1株当たりの株主価値向上を実現できるよう、機動的な自己株式の取得による資本効率の向上を目指しているところ、市場買付けによる手法では、現状の株式取引高では買付数量が限定的であるため、多数の応募を集めることを目的として、市場価格にプレミアムを付した価格で公開買付けを実施することといたしました。

具体的には、大阪証券取引所市場第一部における、本公開買付けの実施を決議した取締役会の開催日である平成24年7月31日の前営業日（同年7月30日）の当社普通株式の終値252円、同年7月30日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値253円（小数点以下を四捨五入）、同年7月30日までの過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値251円（小数点以下を四捨五入）、及び同年7月30日までの過去6ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値260円（小数点以下を四捨五入）を算定の基礎として参考にいたしました。

また、プレミアム水準につきましては、過去のプレミアムを付した価格で実施した自己株式の公開買付けの事例のプレミアム水準及び過去6ヶ月間における当社普通株式の最高株価（310円）等を参考に決定することといたしました。

以上の検討及び判断を経て、当社は、平成24年7月31日の取締役会決議において、本公開買付けにおける買付価格を310円とすることを決定いたしました。なお、買付価格の算定にあたり第三者算定機関による株式価値算定書は取得しておりません。

#### （4）買付予定の株券等の数

株券等種類	① 株式に換算した買付予定数	② 株式に換算した超過予定数	計
普通株式	2,000,000株	一株	2,000,000株

（注1）応募株券等の総数が買付予定数（2,000,000株）を超えない場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。応募株券等の総数が買付予定数（2,000,000株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付けは行わないものとし、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下、「法」といいます。）第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第5項及び発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成6年大蔵省令第95号。その後の改正を含みます。）第21条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います。

（注2）単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。

#### （5）買付け等に要する資金

657百万円

（注）買付代金（620百万円）、買付手数料及びその他本公開買付けに関する公告及び公開買付説明書その他の必要書類の印刷費その他諸費用につき、見積額を合計したものです。

## (6) 決済の方法

- ① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地  
野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

- ② 決済の開始日  
平成24年9月20日（木曜日）

### ③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）の住所宛に郵送します。

買付けは、金銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金より適用ある源泉徴収税額

（注）を差し引いた金額を送金等の応募株主等が指示した方法により受け取ることができます（送金手数料がかかる場合があります。）。

（注） 公開買付けにより買付けられた株式に対する課税関係について

※税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

① 個人株主が本公開買付けに応募した場合の税務上の取扱いはこちらのとおりです。

（イ） 1株当たりの買付け等の価格が公開買付者の1株当たりの資本金等の額を上回る場合

i. 個人株主が本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、公開買付者の資本金等の額（連結法人の場合には連結個別資本金等の額）のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過するときは、当該超過部分の金額については、配当所得とみなして課税されます。配当所得部分について、原則として10%（所得税7%、住民税3%）の額の税金が源泉徴収されます。なお、租税特別措置法施行令第4条の6の2第12項に規定する大口株主等に該当する場合の源泉徴収税率は20%（所得税のみ）となります。

ii. 個人株主が本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額のうち、上記iの部分以外の金額は株式等の譲渡に係る収入とみなされます。譲渡収入の額から金銭の交付の基因となった株式の取得費を控除して譲渡損益を計算します。株式等の譲渡所得は申告分離課税の取扱いとなります。

（ロ） 1株当たりの買付け等の価格が公開買付者の1株当たりの資本金等の額以下の場合

個人株主が本公開買付けに応じて交付を受ける金銭の額は株式等の譲渡に係る収入とみなされます。譲渡収入の額から金銭の交付の基因となった株式の取得費を控除して譲渡損益を計算します。株式等の譲渡所得は申告分離課税の取扱いとなります。

② 法人株主が本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、公開買付者の資本金等の額（連結法人の場合には連結個別資本金等の額）のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過するときは、当該超過部分の金額については、配当とみなされます。配当とみなされた部分について、原則として7%（所得税のみ）の額の税金が源泉徴収されます。

なお、外国人株主等のうち、適用ある租税条約に基づき、かかるみなし配当金額に対する所得税の軽減又は免除を受けることを希望する株主は、平成24年8月28日までに公開買付代理人に対して租税条約に関する届出書を提出することを通知するとともに決済の開始日の前営業日（平成24年9月19日）までに同届出書を公開買付代理人にご提出ください。

## (7) その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、もしくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、公開買付届出書又は関連する買付書類は米国内においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けの応募に際し、応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、

以下の旨の表明及び保証を行うことを求められることがあります。応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付けもしくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該他の者が買付けに関するすべての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

（ご参考）平成 24 年 6 月 30 日時点の自己株式の保有

発行済株式総数（自己株式を除く）	21,528,683 株
自己株式数	3,242,878 株

以 上